

同朋大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

同朋大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、同朋大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、文政 9(1826)年に名古屋東本願寺掛所内に開設された仏教図書館「閲蔵長屋」を起源としている。親鸞の説いた「同朋（どうぼう）精神」を建学の精神とし、これを「共なるいのちを生きる」という平易な表現に置換え、教育・研究を実践している。大学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条に照らし適切である。また、これらは中期計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されており、ホームページや各種広報誌により学内外に周知され、学生・教職員の理解と支持を得ている。建学の精神にのっとり、真理を探究し人格を陶冶するための教育研究組織の構成は適切である。

「基準2. 学修と教授」について

学科、研究科ごとにアドミッションポリシーを定め、これに基づく多様な入学者選抜制度を設け、適切に運用している。カリキュラムポリシーは明確であり、少人数教育を基本として個々の学生に向き合ったきめ細かな教育を行っている。このことについては、障がいのある学生に対しても同様であり、大学をあげて手厚い支援がなされている。教職協働による学修及び授業支援体制を整え運用している。単位認定、進級及び卒業・修了要件については、学則等に明確に定められ厳正に運用されている。1 年次からキャリア教育を行い、2 年次以降はインターンシップ科目の履修による職場体験を可能としている。授業評価アンケートを定期的実施し、その結果は授業担当教員に還元するとともに、総括や概評は広報誌を通じて学生、教職員に周知されている。学生に対する経済的支援のための各種奨学金制度を整えている。学生からの意見をくみ上げるためのシステムは適切に機能している。専任教員は、設置基準上必要な数を満たしており、教員の採用・昇任については規定に基づき適正に運用されている。校地・校舎面積は設置基準を満たしており、キャンパス内建物の耐震化工事は完了している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

3 大学ほかを有する学校法人同朋学園は、中期経営計画を策定するとともに、学外有識者を交えた「同朋学園未来戦略会議」を設置して、新たな戦略的経営課題について検討を始めている。理事会は法人の最高意思決定機関として位置付けられ、理事・監事の出席状況は良好である。あらかじめ理事会が定めた事項について審議決定する常任理事会を概ね月 2 回開催し、有効に機能している。学長は、理事会で決定された方針に従い、大学を統括し運営に当たっている。教学部門の意思決定は教授会で行われ、必要に応じて常任理事

会、理事会に提案の上、審議決定されている。理事長は、要望があれば教授会に出席し、経営方針を述べるなど適切なリーダーシップを発揮している。業務執行体制については、組織・職制・職務を規定し、執行体制と責任を明確にしている。中期経営計画に基づき、人件費・諸経費の削減に努めた結果、収支バランスが改善されつつある。会計処理は適正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 4(1992)年に「同朋大学自己点検・評価委員会規程」を設け、「自己点検運営委員会」を中心に教育研究活動等の自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠し、各種データ及び根拠資料に基づいて作成されている。自己点検・評価結果は、ホームページや学内広報誌を通して社会に公表されている。評価結果に基づく必要な施策については、大学役職者で構成する運営会議や教授会での審議を経て実行され、PDCA サイクルの仕組みは概ね確立されている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき、人類文化及び社会福祉に貢献する人材を育成するための教育・研究に誠実に取り組んでいる。理事長、学長、理事会及び教授会が有効に機能し、経営・管理の適切な運営が行われている。中期経営計画の策定と「同朋学園未来戦略会議」の設置により、新たな経営戦略を検討しつつある。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.障害学生支援活動」「基準 B.地域社会との連携の推進」「基準 C.文学部仏教学科と建学の理念」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

仏教精神、特に親鸞の「同朋（どうぼう）精神」を建学の精神とし、大学名の由来ともなっている。建学の精神は、聖徳太子の「和敬（わきょう）」の精神に因み「同朋和敬」と表現することもあるが、いずれも難解であるとの認識から「共なるいのちを生きる」という言葉に置換えて浸透させるよう努めている。

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的については、学則に簡潔に明示さ

れている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

仏教精神に基づく教育を行い、社会に貢献する人材を育成するとの目的は、大学の個性・特色を反映したものであり、これを学則に明示している。使命・目的及び教育目的は関連法令に照らし適切である。

平成 21(2009)年度に文学部の学科名称及び社会福祉学部社会福祉学科の専攻名称を変更した際に教育目標を見直すなど、日頃から建学の精神が教育研究活動に具現化されているか、時代の変化や社会のニーズに正しく対応しているかの検証を行っている。建学の精神の理解を深める目的で、宗教に関する 2 科目を必修とし全学生に履修を課している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

教育研究上の目的は、教授会の審議を経て、常任理事会、理事会で決定しているが、その過程で意思疎通が図られており、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、教育理念、教育目的は中期計画や三つの方針に反映されており、ホームページや広報誌を通じ学内外へ周知されている。

使命、目的、教育目的を達成するために、文学部、社会福祉学部、大学院及び別科のほか仏教文化研究所、「いのちの教育センター」及び「福祉臨床・情報センター」の附属機関を有し、必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づいたアドミッションポリシーを学科・研究科ごとに定め、それらを大学ホームページや入学試験要項などに明記しているほか、オープンキャンパス、入学説明会などで説明し、受験生に周知が図られている。アドミッションポリシーに基づいて、さまざまな受験生に対応できる多様な入学者選抜制度を設け、適切に運用されている。入試問題作成は、複数の学内出題委員が担当し、試験内容の事前チェック体制も整っている。また、「入学前学習プログラム」を設け、導入教育を充実させている。

入学定員を大幅に割込んでいる学科については、入学生確保のために、外国人留学生の受入れ、広報活動の充実など改善計画に基づいた対応を行っている。

【改善を要する点】

○文学部仏教学科の定員充足率が低いため、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科・研究科ごとの教育課程の編成に関しては、カリキュラムポリシーが明確に定められており、大学ホームページに掲載し、周知が図られている。そして少人数教育を教育・指導の根本に置き、その利点を生かして個々の学生に向き合ったきめ細かい教育が心がけられている。

教育課程のうち、特に教養共通科目については、「人間力」を養う 12 の区分を設け、幅広く編成されており、その中には、「名古屋・中村学」や「傾聴」という、大学独自の特徴的な科目も含まれている。また、平成 26(2014)年度から、従来社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻の専門科目であった 4 科目を教養共通科目に変更するなど、教育課程の編成の見直しと充実が図られている。

【参考意見】

○履修登録できる年間単位数の上限は、全学生一律に高く設定されているため、上限設定の見直しが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

諸教育活動の補助として、「同朋大学アシスタント制度規程」に基づき、TA、RA(Research Assistant)が置かれるなど、充実した体制が整っている。オフィスアワー制度については、専任教員が週 2 回オフィスアワーの時間を設け、その時間帯を教員研究室の扉に掲示することによって、学生に周知している。それは学生の学修支援及び授業支援面のみでなく、中途退学者を減らす取組みとしても機能している。

学務課には「相談票」を備え、さまざまな問題を抱えた学生に対し、教員・職員協働して対応する体制が整っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件について、学則、大学院学則及び履修規定等に明確に定められ、厳正に運用されている。進級については学部教授会において進級判定を行っており、「各年次に進級の基準を設け、これに達しない者は、進級を認めない」(学則)とし、さらに 2 年次において、30 単位以上の単位修得がない場合は、3 年次への進級を認めない。

また、大学院在籍の社会人学生に対して、開講時間、修業年限及び論文のみを残す場合には学生生徒等納付金を軽減するなど、大学院生の実情に即した対応策がとられている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育として教養共通科目中に必修授業科目を開設し、1年次からキャリア教育を開始し、学年次ごとに計画的に職業意識の醸成、向上の取組みがなされている。また、インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの授業は各学科の専任教員が担当している。これらのインターンシップ科目は、一般企業や地方自治体、各種団体等における職場体験を組入れている。キャリア支援センターと各学科との連携によりキャリア指導が行われている。

学生の進路決定を円滑に進めることができるよう、厚生部キャリア支援センターが設置され、進路セミナーや学内企業展等の説明会・相談会を開催している。年2回の個人面談を実施するなど、就職に対する相談・助言体制を整備し適切に運営している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学修状況や就職状況、学生生活意識調査などを実施し、特に授業評価アンケートを中心にして、教育目的の達成状況を点検・評価している。また、社会福祉学部は、基礎学力や専門的知識などの「技術的能力」に加え、「心が動く力」「じっくり考える力」「共に生きる力」という「3つの力」、すなわち「福祉実践基礎力」の育成とそれをどの程度身に付けることができたかを評価している。

教育目的の達成状況の分析は主に授業評価アンケートを中心に行われ、調査結果は担当教員に還元され、授業改善に資するようにフィードバックされている。授業アンケート結果の総括と概評、課題は学務部長によってまとめられ、「同朋大学広報」に掲載され、教員・職員・学生に配付されている。このように学生の要求や声を聞き、授業改善に活かされていく仕組みが出来ている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のために学務課学生担当と同朋学園厚生部があり、学生の学内

活動や健康相談、心的支援、生活相談などを支援する組織が備えられている。また、ハラスメント防止等に関する規定も備えられている。

学生に対する経済的支援は、特待生奨学金、シニア入学生・編入学生奨学金や留学生入学奨学金など大学や同窓会の各種奨学金制度が整えられている。課外活動への支援として、各活動団体に対して活動助成金の支給、部室の提供、活動場所の確保、研修補助金の支給、運動クラブ指導者の謝礼補助等が行われている。学生からのさまざまな意見や相談をくみ上げるシステムとして、「三者協議会」、クラブ・サークル委員会、アドバイザー制度などがある。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学部、各学科及び大学院の専任教員数、教授数は設置基準を満たしている。教員の採用、昇任については「同朋大学教員選考規程」「同朋大学教員の採用に関する資格審査規程」「同朋大学教員の昇格に関する資格審査規程」等を定め、適切に運用されている。

FD 委員会を設置し、現状の分析を踏まえ、発達障がいのある学生の支援などの課題に取組み、教職員対象の研修会を実施している。

教養教育実施のための体制としては、「教務委員会」「宗教科目部会」「外国語科目部会」「共通科目部会」があり、各会で科目、科目担当者及び科目の内容などの課題が検討され、教養教育の改善・見直しを行っている。

【参考意見】

○文学部の専任教員の年齢構成に偏りがある点は、対応が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地面積、校舎面積などは設置基準を十分に満たしている。図書館や研究所などには十

分な学術情報資料が置かれ、利用しやすい環境である。ほとんどの施設が情報ネットワークでつながり、授業の出欠席管理システム（カードリーダー）も導入され、コンピュータ教室（MM 教室）、ICT（情報通信技術）教材を活用できる教室など IT 施設が適切に整備されている。

キャンパス内の耐震化工事と整備は終了している。また、さまざまな障がいのある学生に配慮し、バリアフリー、障がい者用トイレ等の整備が行われている。

教養共通科目、外国語科目及びスポーツ科目では小規模クラスが設定され、受講生が多い講義科目では、原則として複数クラス開講とし、適正なクラス規模が心掛けられている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人は中期経営計画を策定し、さらに学外の有識者を交えた「同朋学園未来戦略会議」も設置し、新たな戦略的経営課題について検討を始めている。監事監査及び内部監査室監査を実施し、財務・業務の執行状況の監査や関係諸法令の遵守に努めている。「学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程」等も定め不正の防止を、「学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）」を定め危機管理体制を充実させ、「大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を設け人権保護にも努めている。教育・財務情報は、大学ホームページや学園広報誌「Campus Report」に掲載し、利害関係者へは財務情報の閲覧も可能にしている。法人は建学の精神「同朋和敬」に基づき、誠実かつ規律ある経営に努め、大学力の向上に取り組んでいる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は法人の最高意思決定機関として位置付けられ、理事・監事の出席状況も良好である。理事の構成及び選考については、寄附行為第6条に規定され適切に運用されている。理事会は、予算・決算、寄附行為の変更、学部・学科の設置又は廃止、授業料の改定、学則変更（定員の増減を含む）等、法人運営に関する重要事項について審議決定している。理事会は、毎年3月、5月、12月を定例としている。また、常任理事会が概ね月2回開催されることにより、法人の円滑な運営を図るためによく機能している。法人本部と各教育機関との「機関別会議」を継続実施し、連携を強化している。理事長の諮問機関として、学外有識者を含めた「同朋学園未来戦略会議」を設置し、法人全体の発展向上に向けた経営課題について意欲的に協議・検討を進めている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は理事会で決定された方針に従い大学を統括し、大学運営に当たっている。大学での意思決定機関は教授会であり、「同朋大学教授会規程」により学部教授会及び連合教授会を設置している。学長は教授会で審議・決定された事項を理事会に提案するなど意思決定の調整役としても機能し大学を円滑に運営している。学長は「同朋大学学長候補選出規程」により、連合教授会において選出された最終候補者について、理事会において選任し理事長が任命している。研究科長、学部長、学科長、学務部長、入試広報部長、事務部長が学長をサポートする補佐機能を担っており、教育方針・大学運営等を運営会議で意見共有して審議している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教職員の意見や提案は各種委員会、運営会議、教授会や事務協議会を経て必要に応じ常任理事会、理事会へと提案され審議されている。理事会及び常任理事会、事務協議会の内容については事務部長経由で職員へ情報が伝達されている。

2人の監事を置き、「学校法人同朋学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び会計監査等を実施し、助言・勧告を行っている。監事は常任理事会及び評議員会にも陪席し、出席状況は良好で適切に機能している。また、法人の業務活動の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とし、業務監査及び会計監査を行う内部監査室を設置している。

評議員会は毎年3回開催、予算・事業計画などについて、あらかじめ評議員会の意見を聞き理事会で審議されている。理事長は理事会をまとめるとともに、要望があれば教授会に出席し、経営方針等を述べるなど法人の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行体制については「学校法人同朋学園組織規程」「学校法人同朋学園管理系統機構図」「学校法人同朋学園事務分掌規程」等の規定を整備し、組織・職制・職務を定め執行体制と責任を明確にしている。特に直近では、権限の適切な分散と責任を一層明確化した組織編制とするため、役職等の職務を見直し一部の役職を廃止するなど、業務執行体制の向上について具体的な改革が実行されている。

職員の資質・能力向上については、同一学校法人内の積極的な人事異動や外部の各種研修会へ参加、法人主催の事務職員研修会などを開催するとともに、初任者研修会や部・課長研修会など階層別の研修を実施するなどの取組みを行っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成24(2012)年度で終了した第2次キャンパス整備事業への拠出や一部の学科の定員未充足等により大学の財務状況が厳しい状態である。法人全体では繰越消費収支差額は支出

超過が続いているが、中期経営計画に基づき人件費・諸経費を計画的に削減し財務内容の改善努力を数年来継続してきた結果、収支バランスが改善されつつある。

平成25(2013)年に中期経営計画を見直し、消費支出計算書のシミュレーションを実施し、事務組織の再編制、人件費の削減等により財務基盤の確立と収支バランスの改善を図るための継続的努力がなされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」等に従って適正に実施している。

予算編成については毎会計年度に「事業計画及び当初予算編成に伴う基本方針について」定め「事業計画及び当初予算編成に伴う留意事項」に基づき、適正に予算編成がなされている。

会計監査は、内部監査室に専任職員を配置し、監査法人とともに連携しながら定期的な監査を実施している。監事による会計監査、業務監査は適正に実施しており、予算、決算等の会計監査体制は整備されている。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については平成4(1992)年に「同朋大学自己点検・評価委員会規程」を設け、「自己点検運営委員会」を中心に学内の教育研究活動などの点検・評価を行い、平成6(1994)年、平成11(1999)年、平成14(2002)年に「同朋大学の現状と課題」として報告書が

発行された。大学院の自己点検・評価活動については平成17(2005)年度に学部と連携して実施するよう改善した。

学生の授業評価アンケートの活用、FD委員会等の活動や学生、教員、職員の三者で構成する「同朋大学三者協議会」を通して学生の意見をくみ上げる仕組みなどにより、自己点検・評価を補完し教育研究の質の保証と向上に努めている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、学内の諸資料、学生への授業評価アンケート、FD活動の結果、「同朋大学三者協議会」の意見収集などにより、透明性のある各種データ及び根拠資料に基づいて客観的になされている。

自己点検・評価の結果は、「同朋大学広報」、同窓会誌「朋流」、学園広報誌「Campus Report」、大学ホームページ等の媒体を通して学内で共有すると同時に社会に公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果をもとに、「授業評価アンケート実施方法の改善」「文学部の改組（平成17年）および名称変更（平成21年）」「アドバイザー制の改善」などが運営会議や教授会での審議を経て実施された。また、平成20(2008)年に「博聞館」を新築する際にも有効に活用されている。このように評価結果は運営会議や教授会で審議され、PDCAサイクルの仕組みは概ね確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 障害学生支援活動

A-1 障害学生支援体制の構築

A-1-① 教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

【概評】

昭和 61(1986)年に「共育後援会特別奨学生規程」を設け、平成元(1989)年に障がいのある学生受入れ宣言をした。平成 14(2002)年 4 月より「同朋大学障害学生支援に対する規程」を制定し、障がいに対応した各種の必要な支援を学生が行う支援体制をつくり、支援学生を募集、養成講座を受講したあと授業支援に派遣した。平成 18(2006)年には「障害学生支援室」を設けた。現在は「同朋大学障害学生支援室規程」に基づき、相談業務や、企画業務など、障がいのある学生への支援を根本から支えていく基本体制が整えられている。「障害学生支援室」の室長、職員のもとで学生ボランティアを指導する。視覚障がいのある学生にはリーディングサポートや資料拡大サービスを提供し、聴覚障がいのある学生には養成講座を受講した学生が、「ノートテイカー」となって支援する。教員に対しては、ノートテイクがしやすい授業配慮を依頼している。このように教職員と学生による障がいのある学生への協働授業支援の体制が確立されているため現在では、外部ボランティアを依頼することなく学内の学生ボランティアだけで支援できている。

発達障がいのある学生への支援も本格的になり、学生が自主的な活動として「学生支援ボランティア」を立上げ、支援を必要としている学生に、講義内容のまとめを提供している。定期的に、発達障がいのある学生とボランティア学生が、より良い支援について話合っている。また、教員と学生相談室相談員もアドバイザーとしてサポートしている。

今後の課題はバリアフリーをより整備することや障がいのある学生への支援に関する多様な取組みを視野に入れた組織作りである。さまざまな障がいに対応できる総合的な障がい学生支援体制を整えることや他大学や地域施設と連携し、情報共有をした地域開放型のコミュニティー広場の構築を目指している。大学は学生による障がいのある学生への授業支援等を協働で行い、更なる教育支援の充実を図り、大学の特色を生かした支援活動をしている。

基準 B. 地域社会との連携の推進

B-1 地域社会との連携と個性ある取組み

B-1-① 地域連携事業

B-1-② ボランティア活動を通じた社会貢献

【概評】

大学は、仏教学部を文学部に改組した昭和 36(1961)年に愛知県内 2 番目の社会福祉学科を新設しており、以来、仏教、文学という基礎学と社会福祉という実践学とを 2 本の柱として常に地域に向けたさまざまな取組みを実現してきた。

文部科学省の産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業として採択された社会福祉学科子ども学専攻における学内型子育て支援事業である「キッズカレッジ」、学内にあるカフェで高齢者と学生がコミュニケーションを図る「気軽に立ち寄れるボランティアサロン」、さらには名古屋市中村区との協定、東日本大震災後の「石巻ボランティアプロ

ジェクト」など、大学主催あるいは地域との共催で、多くの具体的な地域連携事業、ボランティア活動を通じた社会貢献活動が継続的に展開されている。

このように学内の各機関、学科、専攻、コース、教員、学生サークルが地域と連携してさまざまな取組みを行っており、今後はこうしたさまざまな活動の情報共有を一層促進し、大学全体の取組みとして位置付け、継続して地域に向けて発信していくことが肝要である。知的・人的・物的な大学の資産を、さまざまな取組みを通じて地域社会に対して積極的に開放し交流を深め、学生への教育効果、教員の研究成果向上にもつなげ、地域の発展向上に寄与している点は評価できる。

基準C. 文学部仏教学科と建学の理念

C-1 本学の建学の理念を体現する基幹学科

C-1-① 大谷派教師課程を通して宗門有用の人材を育成

【概評】

慢性的な学生定員の未充足は、経営的観点からすれば当然改善すべき問題ではあるが、文学部仏教学科は大学の建学の理念を体現する基幹学科であるという認識のもと、「学生数に基づく収益性を尺度にするだけでは測りきれない独自の価値が認められる」として、大学は当該学科を必要な学科であると判断している。

大学創設以来、親鸞の「同朋（どうぼう）精神」、すなわち「共なるいのちを生きる」ことを建学の理念に掲げ、教育・研究の基底に据えてきた姿勢は、現在に至るまで一貫したものとなっている。全学部学科共通の必修科目「宗教と人間」を担当する仏教学科教員は、大学全体で行う宗教行事においても、その中心的な役割を果たしているほか、「真宗講座」「人生を考える講座」及び知文会館報恩講などを通じて、建学の精神を広く地域社会へ還元していく活動の中核としても機能している。

また1年間の通学で大谷派教師課程諸科目の履修が可能な別科（仏教専修）が設置されており、宗門内でも特殊な存在として評価されている。そうした大谷派教師養成機関として、さらには真宗学・仏教学・仏教文化研究の学術的水準の担い手として評価と信頼を得ていることは、大学創立以来の使命を果たすものとなっている。

